第3次計画 用語解説 (案)

犬の登録

狂犬病予防法に基づき、生後91日齢以上の犬を飼育している所有者に義務づけられている市町村への登録をいう。

登録はその犬が生きている限り生涯有効で、犬の死亡、所有者の変更、住所の変 更の際には市町村への届出が必要となる。

狂犬病

大や人をはじめとする全ての哺乳類に感染するウィルス性感染症で、主に感染動物に咬まれることで罹患し、発症するとほぼ100%死亡する。

日本国内では昭和32年を犬での最後に発生はないが、世界各国では今日でも発生が報告され、年間約5万人が死亡している。

狂犬病予防注射

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の予防・まん延を防止する目的で、飼い犬に年1 回の接種義務がある予防注射をいう。

狂犬病予防法

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、これを撲滅することにより、公衆 衛生向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とした法律をいう。

共働

複数の組織や団体が、目標や目的を共有して、共通の課題解決のために力を合わせて活動することをいう。

福岡市では、特に「対等な立場で、ともに汗して働くこと」から、「協働」ではなく「共働」という。

産業動物

畜主の経済行為として飼育される動物の総称で、牛、豚、馬、羊、山羊、鶏等をいう。

実験動物

医療技術、薬品、化粧品や食品添加物の他にあらゆる物質の安全性や有効性、操作の危険性を研究するために育成、繁殖、生産される動物で、マウス、ラット、モルモット、ハムスター、ウサギ等をいう。

終生飼育

動物の寿命が尽きるまで、適正に飼育することをいう。

地域猫活動

地域住民が主体となって、周辺住民の理解と合意を得た上で、屋外で生活する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせ、トイレやエサやりの時間を決めるなど、 一定のルールに従い猫を世話することで問題解決を図っていく活動をいう。

動物愛護推進員

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の愛護の推進に熱意と豊富な識見を有する者の中から、地域における犬猫等の動物の愛護の推進を図るため都道府県知事や政令指定都市、中核市の長が委嘱する者をいう。

動物愛護フェスティバル

福岡市では、広く市民に対し動物の愛護と適正な飼育について関心と理解を深めていただくため、一般社団法人福岡市獣医師会や各動物関係団体等と連携し開催している。

動物取扱責任者

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、第一種動物取扱業者の事業所において動物取扱業務を適正に実施するための重要な役割を担う目的で、事業所ごとに常勤かつ専属の職員の中から選任される者をいう。

動物取扱責任者研修会

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業者が選任した動物取扱責任者に受けさせなければならない、都道府県・政令指定都市・中核市が開催する研修会をいう。

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、平成25年8月に国が動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進する目的で、「動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向」、「動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項」や「その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項」について定めた基本的指針をいう。

動物の愛護及び管理に関する法律

動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いなど動物の愛護に関する事項を定めて国 民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資 するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財 産に対する侵害を防止することを目的とした法律をいう。

福岡市動物の愛護と管理推進協議会

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とした効果的な施策等の検 討を行うため設置された協議会で、学識経験者、動物愛護に関する法人、動物取扱 業者、動物関係団体や行政関係者で構成される。

マイクロチップ

直径 2 mm、長さ 1 2 mm 程度の円筒形で中に IC チップが入っており、動物の体内に埋め込むものをいう。

IC チップに組み込まれた番号をマイクロチップリーダーで読み取り、登録データと照合することで速やかに飼い主が判明し、迷子や事故、盗難防止に有効である。

実質的殺処分

収容中の死亡及び重篤な病気等を理由とした殺処分を除く、譲渡先の確保や適切な飼育管理が困難なことを理由とする殺処分をいう。

同行避難

災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること。同行避難とは、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼育管理することを意味するものではない。

福岡県ワンヘルス推進基本条例

「人と動物の健康、そして環境の健康を一体のものとして守る」というワンヘルスの理念の実践の課題に取り組むため、ワンヘルスの実践にかかる基本理念、基本方針など必要な事項を定めた令和3年1月施行の福岡県の条例をいう。

第3次計画 コラム (案)

0ワンヘルス

「ワンヘルス」とは、人と動物の健康、そして環境の健康(健全性)は一つのものであり、これらの健全な状態を一体的に守らなければならないという理念です。新型コロナウイルス感染症を始めとした新興感染症や人と動物の共通感染症への対策が重要となるなか、「ワンヘルス」が注目されています。

福岡県では、令和3年1月に全国初となる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が施行され、ワンヘルス実践のため以下の6つの基本方針が定められています。

- ①人と動物の共通感染症対策
- ②薬剤耐性菌対策
- ③環境保護
- ④人と動物との共生社会づくり (動物愛護の推進など)
- ⑤健康づくり
- ⑥環境と人と動物のより良き関係づくり

〇マイクロチップ

令和4年6月からペットショップやブリーダーなど犬猫を販売する業者に対し、マイクロチップの装着が義務化されました(一般の飼い主の方については、努力義務となっています)。

マイクロチップは犬や猫が迷子になったときや盗難などの際の所有者明示として有効ですが、装着しただけでは飼い主の情報はわかりません。装着したら、必ず登録機関にマイクロチップ番号や飼い主情報を登録するとともに、飼い主や住所などが登録内容に変更があった際は、必ず変更手続きを行ってください。

〇災害対策

地震や水害などの災害発生時に、大切なペットを守るためには、日ごろからの備えが大切です。災害に備え、ペットのエサや水、ペットシーツ、キャリーケージなど必要な物資の備蓄をしておきましょう。

また、迷子になった時に備え、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示をしておく必要があります。

避難所に避難する際には、ペットと一緒に避難する同行避難が原則となります。あらかじめ避難所の所在地や避難ルートなどを確認しておいてください。